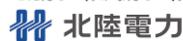
News Release



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 電気料金の特別措置の適用(支払期日を最大5か月間延長)

2020年9月2日 北陸電力株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまには、心よりお見舞い申しあげます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまについて、当社は電気料金の特別措置を講じておりますが(3月19日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日お知らせ済)、このたび、下記のとおり特別措置を適用することとし、8月31日に経済産業大臣に認可申請し、本日(9月2日)、認可を受けましたのでお知らせいたします。

記

<当社と電気のご契約をいただいているお客さま>

(1) 対象お客さま

次のいずれかに該当する場合

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、各都道府県社会 福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま(当該緊急貸付を 受けようとしているお客さまを含む)から一時的に電気料金の支払いが困難であ るとの申出があった場合
- ・お客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気 料金の支払いが困難であると当社が判断した場合

(2) 特別措置の内容

電気料金の支払期日(検針日の翌日から30日目)を、原則として以下のとおり延 長いたします。

支払期日延長 の対象	今回の 延長期間	前回までの 延長期間
2020年3月分、4月分、5月分	5か月間	5か月間
2020年 6 月分	5か月間	4 か月間
2020年7月分	4 か月間	3か月間
2020年8月分	3か月間	2か月間
2020年9月分	2か月間	1 か月間
2020年10月分	1 か月間	_

※支払義務発生日(検針日)が2020年3月19日以降となるものに限る

(3) お問い合わせ先

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター (フリーダイヤル 0120-540321)

- ※受付時間 9時~19時(日曜・祝日を除く)
- ※既に特別措置の適用を受けている場合、再度のお申込みは不要。

以上

別紙:新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気料金の特別措置 (支払期日を最大5か月間延長)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 電気料金の特別措置(支払期日を最大5か月間延長)

2020年9月2日

こたえていく。かなえていく。 /// 北陸電力

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気料金の特別措置

1

適用対象

次のいずれかに該当する場合

- ①新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、都道府県社会 福祉協議会から一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま(当該緊急貸付 を受けようとされているお客さまを含みます。)から一時的に電気料金の支払 いが困難であるとの申出があった場合
- ②お客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電 気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合

特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

申込方法

フリーダイヤル **0120-540321** ※受付時間:9時~19時(日曜・祝日を除く) なお、お申込みにあたっては、当社所定の申込書に必要事項をご記入いただき、最寄りの支店へ郵送にてご提出ください。

申込書は、当社ホームページ (http://www.rikuden.co.jp/tetsuzuki/youshi.html) から ダウンロードできます。また、最寄りの支店の住所は当社ホームページでご確認ください。

※生活福祉資金(総合支援資金、緊急小口資金)貸付を証明する書類(申請書等の写し)をご提出していただく場合があります。

